

（案）

令和7年6月20日

入間市長 杉 島 理一郎 様

入間市こども・子育て審議会

会長 池 田 拓

今後の入間市立学童保育室の運営について（答申）

令和6年11月8日付け入こ支第1050号で諮問のあった今後の入間市立学童保育室の運営について、下記のとおり答申いたします。

なお、答申事項に加え、安全安心なこどもの居場所の確保及び環境変化によるこどもの感情への配慮について、併せて意見申し上げます。

記

1 答 申

(1) 保育料について

これまで入間市では幼児教育・保育の無償化や学童保育料の据置きにより子育て家庭の経済的な負担軽減が行われてきたが、昨今の人件費などの経費の高騰、並びに保育の量と質の確保の実情に鑑み、適正な受益者負担について検証を行った。

審議にあたっては、こども基本法のスローガンである「こどもまんなか社会」の実現に向けた視点を持ち、こどもを産み育てる魅力、地域特有の課題、適正な利用者負担の水準、市の財政状況などを総合的に勘案しながら慎重に検討を行った。その結果、次のように見直すことが適当と判断した。

① 基本保育料について

現在の基本保育料月額7,000円を10,000円に改定する。

② 多子世帯負担軽減対策について

多子世帯への負担軽減対策を導入し少子化対策を伴走する。対策による額は、第2子を基本保育料の半額、第3子以降は0円とする。

③ 延長時間及び学校休業日加算について

基本保育料の引き上げによる影響を最小限に抑え利用者からのニーズに応えるため、延長時間加算及び学校休業日加算を廃止する。

④ 低所得層への負担軽減対策について

過去2か年分の所得税と市民税非課税を対象としている現行の減免要件を見直し、市民税の課税状況のみを減免対象の要件と改めることで、ひとり親家庭をはじめとする低所得層に対するセーフティネットの範囲を拡大する。

改訂後の減免要件	保育料の月額	保険料の年額
通常 市民税課税世帯	10,000円	1,000円
市民税非課税世帯	0円	1,000円
生活保護受給世帯	0円	0円

(2) 運営形態について

入間市立学童保育室の今後の運営形態については、保育や育成の質の維持向上を目的とした運営の委託化の賛否、現状の人員配置や今後の人材の確保、こどもや保護者への影響を考慮した開始時期などの視点から審議を行った。

その結果、地域特性や社会情勢、こども・子育て世帯の取り巻く環境の変化を適時適切に捉えつつ、従来の直営を基本とする考え方を見直し、次のとおり専門性の高い民間事業者に運営を委託することが妥当と判断した。

① 保育理念の実現と運営形態の見直しについて

学童保育室を民営化することにより、支援員等のキャリア形成と人材確保に繋げ、障がいや発達の特性に応じた支援、より充実した保育環境の提供及び持続可能な学童保育室の運営を図るものとする。また、幅広い人材の活用や、民間事業者が有する幅広い知識・経験を最大限活用することにより、育成支援の質の向上及び学校との連携充実を図り、もって「入間市立学童保育室育成支援指針」に掲げる保育理念の実現に資するものとする。

入間市立学童保育室育成支援指針保育理念

放課後の子どもたちの、安心・安全な生活を継続的に保障し、毎日の生活を通して子どもの育成を支援するとともに、保護者の働く権利と家族の生活を守るものとする。これを踏まえ、「思いやりを持ち主体的に生活する力」を育むことを目的とする。

② 開室時間について

開室時間を以下のとおりとし、これまで設けていた延長時間を廃止する。

(学校授業日)

下校時から午後 7 時 0 0 分まで

(学校休業日)

午前 7 時 3 0 分から午後 7 時 0 0 分まで

2 附帯意見

(1) 安全安心なこどもの居場所の確保について

共働き家庭が増えニーズが増す一方、学童保育の現場での人手不足が深刻に懸念される。放課後等におけるこどもの安全で安心な暮らしを確保するため、民営化を進める際には、入間市立学童保育室の運営が 1 日も途切れることのない体制を整備されたい。

(2) 環境変化によるこどもの感情への配慮について

こどもは、環境変化に対して非常に敏感であり、感情が大きく揺さぶられる可能性がある。当該学童保育室を民営化する際には、最前線で働く職員に対する配慮を行うとともに、こどもの変化に細心の注意を払い、十分な引継ぎを行い、こどものウェルビーイング実現のための創意工夫ができる体制を整備されたい。